

市税の納付が便利になります

1月から市税などのペイジー納付、クレジット納付の運用を始めました。3月までは、再発行分納付書のみ利用対象になりますが、29年度課税分から通常利用が可能になります。

◆ペイジー納付

市の公金取り扱い金融機関のATMやインターネットバンキングを利用し納付する方法です。金融機関の窓口時間外や混雑時にもATMを利用し納付することができます。また、インターネットバンキングでは自宅などからいつでも納付することができます。

【対象税目】

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

◆クレジットカード納付

インターネットサイト「Yahoo! 金支払い」から手続きを行い、クレジットカードを利用して納付する方法です。自宅などからインターネットでもいつでも納付することができます。クレジットカード決済のため、現金を手元に用意する必要がありません。

【対象税目】

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※利用するには決済手数料が必要です。※金融機関やコンビニエンスストアなど、納税窓口・店頭でのクレジットカードによる納付はできません。

▼問い合わせ

〇収納税課 ☎(62)7123

市役所窓口での一部の 手続きができなくなります

住民基本台帳システムのメンテナンスに伴い、全ての庁舎で次の手続きができなくなります。

▼とき

2月7日(火)～8日(水)(終日)

▼できない手続き

- 〇特例転入・転出手続き
- 〇マイナンバーカードの受領
- 〇マイナンバーカード・住民基本台帳カードの設定変更
- 〇広域交付住民票の発行
- 〇コンビニエンスストアでの証明書発行の利用登録・設定変更
- 〇公的個人認証サービスの電子証明書の設定変更

▼問い合わせ

〇市民課 ☎(62)7132

農耕車も軽自動車税の 登録手続きが必要です

トラクターやコンバインなどの農耕用車両のうち、人が乗って操作する車両は軽自動車税の課税対象になります。公道を走るかどうにかかわらず、登録が必要です。現在、ナンバープレートが付いていない車両を持っている人は、早めに登録手続きをしてください。※登録が遅れた場合、さかのぼって課税されることがあります。

▼持ち物 印かんとの証明書

・店で購入した場合

↓販売証明書

・譲渡された場合

↓廃車証明書と譲渡証明書

▼届け出・問い合わせ

- 〇本課税課 ☎(62)7179
- 〇函総務税務課 ☎(37)5101
- 〇函総務福祉課 ☎(32)2910
- 〇簿根出張所 ☎(35)2511

2月の納税

2月28日(火)が
納期限です

- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第8期
- 後期高齢者医療保険料 第8期

～納税は便利な
口座振替で～



今月のテーマ

契約をよく確認
冠婚葬祭互助会
の積み立て

【事例】

冠婚葬祭互助会に、毎月3千円の80回払いで積み立てをしていた。満期になり、積み立てた24万円を解約しようとしたら、「解約手数料3万5千円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。

【アドバイス】

冠婚葬祭互助会とは、掛け金を一定期間支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の費用の一部に充当し、負担を軽くする仕組みです。預金と違って利息はなく、サービスを利用せずに解約する場合は解約手数料が差し引かれるため、積立金額より少ない金額しか返金されません。契約する際は、サービスを利用するかを見極め、契約内容を正しく理解しましょう。

《困ったときの連絡先》

消費生活センター

(いきいきふれあいセンター内) ☎(63)79000

開設時間

平日午前8時30分～午後5時

- ☎…本庁舎(共聖社108-2)
- ☎…西那須野庁舎(あたご町2-3)
- ☎…塩原庁舎(塩原1-2)

庁舎名

※市内は、市外局番 0287 を省略した表記にしています。

市役所で 避難訓練を行います

火災の発生などを想定して避難訓練を行います。来庁の際は、協力をお願いします。

▼とき 2月10日(金) 午前10時～

▼ところ 市役所本庁舎

▼問い合わせ

〇総務課 ☎(62)7117

あぜ道などの枯草焼却 を行う際のお願

あぜ道などの枯草焼却は、農作物への病害虫予防を目的に実施されてきましたが、現在は薬剤の施用や散布、草刈りなどの代替方法によって、病害虫の発生を抑制することが可能です。農村景観保全を目的として、やむを得ず枯草焼却を実施する場合は次の点に配慮してください。

◆注意事項

◆集落単位で実施すること

- ・地域住民の十分な理解を得ること
- ・消防署への届け出を行い、火災(延焼)や人身事故に十分注意すること
- ・線路や高速道路付近では煙が通行の妨げにならないように注意すること

▼問い合わせ

〇本農務畜産課 ☎(62)7147

◆◆◆ 20歳がスタート！国民年金 ◆◆◆

国民年金は、老後や“万が一”の事態に備えて保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金加入の手続きをしましょう。

国民年金保険料を納めないでいると、万が一の際、障害年金などを受け取れなくなる場合がありますので、忘れずに申請しましょう。

※すでに就職し、20歳到達時に厚生年金などに加入している人は手続き不要です。

保険料の納付が難しい場合には次の制度があります

●保険料納付免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除になる場合があります。

●納付猶予制度

50歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、納付が猶予される場合があります。

●学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合に、納付が猶予される場合があります。

【国民年金の種類】

| 種別 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|-----------|---|-------------------------|---------------------------|
| 加入する人 | ・自営業者、自由業者(フリーターを含む)、学生、無職の人など ・第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない人 | 厚生年金*に加入している会社員・公務員など | 厚生年金*の加入者に扶養されている配偶者(妻か夫) |
| 加入期間 | 20歳～60歳 | 就職時～退職時 | 20歳～60歳 |
| 加入手続きをする人 | 自分 | 勤務先 | 配偶者(夫・妻) |
| 加入手続き場所 | ☎国保年金課、☎市民福祉課、☎函総務福祉課、大田原年金事務所 | | 配偶者(夫・妻)の勤務先 |
| 納付手続きをする人 | 自分 | — | — |
| 保険料の納め方 | ①銀行やコンビニエンスストアで現金納付 ②口座振替 ③クレジット納付 (平成28年度保険料 月額16,260円) | 事業主と折半して納めます(給料天引きが一般的) | 厚生年金制度全体で負担 |

※平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。

※上記以外の人でも次に示す人は年金に任意加入することができます。

任意加入
できる人

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金額を増額したり満額にしたい人
- ・老齢基礎年金の受給資格を満たしておらず、70歳までに受給権を満たすことができる人(昭和40年4月1日生まれ以前の人に限る)
- ・海外在住の日本人で20歳以上65歳未満の人

▶問い合わせ 大田原年金事務所 ☎0287(22)6311
☎国保年金課 ☎(62)7129 ☎市民福祉課 ☎(37)5103 ☎函総務福祉課 ☎(32)2988